

事業者の皆様へ



事業系廃棄物 排出事業者の手引き

事業者の責務

廃棄物処理法上の事業者とは、規模の大小に関わらず事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利目的として事業を営む者だけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校など公共公益事業を営む者も含まれます。

事業者には、以下のことが義務付けられています。 (廃棄物処理法第3条要旨)

- ◆事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する。
- ◆廃棄物の再生利用等により廃棄物の減量に努める。
- ◆廃棄物の適正処理が困難とならないよう製品等の開発・情報の提供に努める。
- ◆国及び地方公共団体の施策に協力する。

※「事業者」には、法人だけでなく個人事業主も含まれます。

前橋市廃棄物対策課

目 次

1	はじめに	P.1
	チェックリスト	P.2
2	廃棄物とは	P.3
3	廃棄物の分類	P.4
	事業系一般廃棄物の例示（表1）	P.5
	産業廃棄物の例示（表2）	P.6
	特別管理産業廃棄物の例示（表3）	P.7
4	廃棄物処理の流れ	P.8
5	事業系一般廃棄物	
(1)	事業系一般廃棄物の分別	P.9
(2)	事業系一般廃棄物の保管	P.9
(3)	事業系一般廃棄物の処理の委託	P.9
(4)	事業系一般廃棄物の市清掃工場への自己運搬	P.10
6	産業廃棄物	
(1)	産業廃棄物とは	P.11
(2)	産業廃棄物の保管基準	P.12
(3)	産業廃棄物の処理基準	P.12
(4)	産業廃棄物の委託基準	P.14
(5)	産業廃棄物管理票の交付	P.16
7	特別管理産業廃棄物	P.19
8	排出事業者の処理その他の義務	P.21
9	排出事業者に係る罰則と行政処分	P.21
	排出事業者に係る主な罰則一覧（表4）	P.22
10	事業者に求められる廃棄物の減量	P.23
	排出事業者の廃棄物Q & A	
	廃棄物の種類	P.24
	廃棄物の処理	P.25

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

施行令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

I はじめに

前橋市では、中核市移行後、従来の一般廃棄物の処理や許認可事務のほか、産業廃棄物に関する規制や許認可事務などを加えて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下：廃棄物処理法）の全般を所管し、総合的な廃棄物施策を推進しています。

こうした中、市の清掃工場に搬入される事業系一般廃棄物の中に産業廃棄物が混入されたり、リサイクル可能な紙などが多量に廃棄されていることが認められています。

産業廃棄物は、それを発生させた事業者が最後まで責任をもって最終処分又は再生しなければならず、この責任は処理業者に処理を委託しても免じられるものではありません。

廃棄物の適正処理や減量を推進するため、廃棄物を排出する事業者（排出事業者）の廃棄物処理法の遵守や積極的なりサイクルをお願いいたします。

排出事業者指導

前橋市内の排出事業者に以下の啓発指導を行っています。

- ①ゴミ（廃棄物）の排出状況の確認
 - ・分別状況の確認
 - ・保管場所の確認・表示指導
- ②産業廃棄物や資源可能な紙類などの排出事実の確認
- ③現在の処理方法の確認
- ④排出事業者責任の指導
- ⑤ゴミ（廃棄物）の減量指導
- ⑥ゴミ（廃棄物）の適正処理指導
- ⑦産業廃棄物処理委託契約の確認、指導
- ⑧産業廃棄物管理票（マニフェスト）の確認、適正使用の指導

適正処理の第一歩は、適正な分別から

- ・事業系一般廃棄物の中に産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずなどが混入した状態で、一般廃棄物として収集運搬や処分を委託すると、廃棄物処理法の委託基準違反になりますので、分別を徹底してください。
- ・廃棄物の分類ごと、産業廃棄物にあっては種類ごとに処理する必要がありますので、分別して保管してください。
- ・古紙・金属類など、分別することにより資源化（売却）できるものがあります。

排出事業所における廃棄物を適正に処理していただくため、
以下のチェックリストにより現在の処理状況を診断してみましょう。

チェックリスト

1. 廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分別している・・・・・□
2. 事業所内に廃棄物を保管している場合は、掲示板、囲いの設置や周辺への飛散流出の防止策を行っている・・・・・□
3. 古紙・金属類等は分別して資源化（売却）している・・・・・□
4. 産業廃棄物の処理については、収集・運搬と処分をそれぞれの許可業者と書面にて委託契約書を締結している・・・□
5. 委託契約書には、契約業者の許可証の写し等が添付してある・・□
6. 産業廃棄物を引き渡す際に、マニフェストを交付している・・・□
7. 返戻されたマニフェストで契約どおりに委託業者が収集・運搬及び処分されたかを確認している・・・・・・・・・□
8. 交付したマニフェストの写し等を5年間保管している・・・・・□
9. 每年6月30日までに、前年度におけるマニフェストの交付状況書を前橋市に提出している。・・・・・・・・・・・・・□
10. 特別管理産業廃棄物を保管する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置いて、その旨を前橋市に届け出ている。・・・・□



2 廃棄物とは

法第2条

廃棄物処理法における廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物」であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）と定義されています。

なお、以下のものは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではありません。

- 1 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- 2 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって当該漁業活動を行った現場付近で排出したもの
- 3 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
- 4 工場や自動車の排ガス等気体状のもの
- 5 再資源化できるもの（有価物）

具体的に廃棄物にあたるか否かは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断することされており、下記に適合しないことが明らかな物は、廃棄物と見なされます。

廃棄物の該当性の判断について

行政処分の指針より

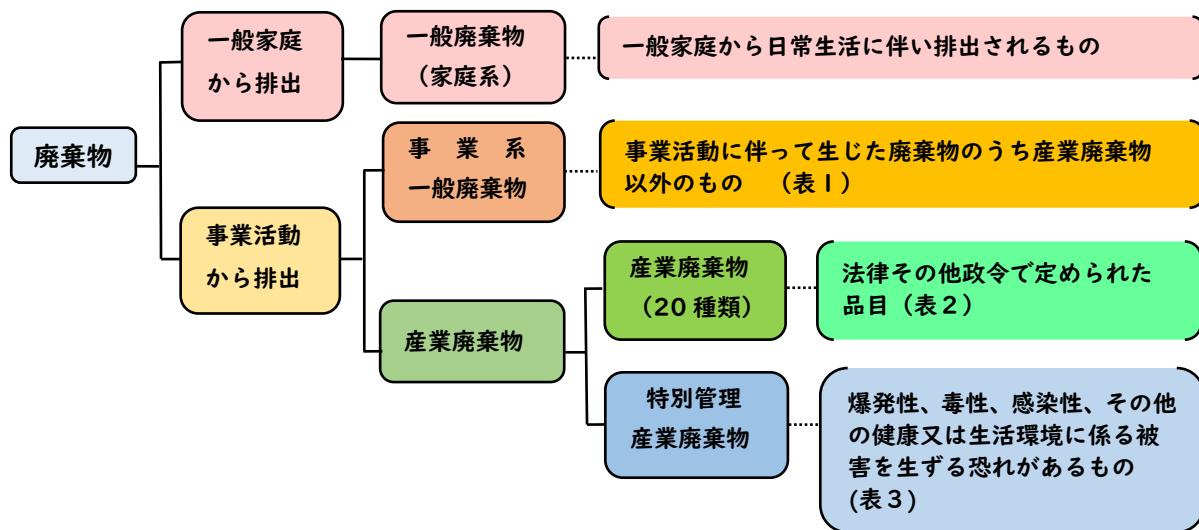
物の性状	利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないもの。
排出の状況	需要に沿って計画的に排出され、適切な保管や品質管理がなされているもの。
通常の取扱い形態	製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常認められないもの。
取引価値の有無	有償譲渡がなされており、かつ、客観的に取引に経済的合理性があるもの。 また、処理料金に相当する金品の授受がなく、有償譲渡の相手方以外の者にも有償譲渡の実績が認められるもの。
占有者の意思	客観的因素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用若しくは他人に有償譲渡する意思が認められるもの、又は放置若しくは処分の意思が認められないもの。

※上記については、法の規制の対象となる収集運搬や処分など、その行為の着手時点で判断します。

3 廃棄物の分類

廃棄物は、一般家庭から排出される一般廃棄物と事業活動（※）から排出される廃棄物に区分され、事業活動から排出される廃棄物は、「産業廃棄物」と産業廃棄物以外の「事業系一般廃棄物」とに区分されます。

※ 事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所など営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、社会福祉施設、NPO、官公署庁などの公共サービスを行っている事業も含まれます。



再資源化（リサイクル）可能な廃棄物

- ・新聞紙：折り込み広告（チラシ）を含む
- ・段ボール：粘着テープ、カーボン紙（宅配伝票等）は剥がしてください。
- ・雑誌：カタログ、パンフレット、週刊誌、専門誌、教科書等
　　辞書等
- ・OA紙：コピー用紙、シュレッダー紙等
- ・その他：古紙、紙パック、廃食用油、衣類、小型家電、インクカートリッジ等

上記の他にも業種により多量排出する廃棄物等で再資源化できる物もありますので、一般廃棄物収集運搬業許可業者や資源再生業者（リサイクル業者）へお問い合わせください

事業系一般廃棄物の例示（表Ⅰ）

種類	具 体 例
プラスチック類	従業員が個人的飲食を目的に持参した容器など (弁当容器、ペットボトル、お菓子の袋 等)
金属	従業員が個人的に飲食した容器など(飲料缶・菓子缶 等) 【傘：金属とビニールの混合物】
ガラス、陶磁器	従業員が個人的に飲食のために利用したもの (飲食用の瓶・コップ・茶碗・皿 等)
紙※	事業所から排出される紙類 (コピー用紙、感熱紙、ティッシュペーパー、ノート、カタログ、チラシ、ダンボール、手紙、紙袋、シュレッダー紙 等) 【ラミネート加工や防水処理加工された紙類は、産業廃棄物（プラスチックとの混合物）】 例：老人ホーム等における紙オムツの取り扱い 個人で用意したものを、自宅に持ち帰り処分する場合：家庭ゴミ 個人で用意したものを、施設で処分する場合：事業系一般廃棄物 施設で用意したものを、施設が処分する場合：事業系一般廃棄物
木※	木製家具・木製事務用品、剪定枝、刈草、落ち葉 等 (アパート等で入居者が部屋に残した家財道具を管理者が処分する場合、事業所の引越し時等に発生する木製の事務用・応接用の椅子、本棚、ロッカー 等) 【金属・廃プラスチック類と分離不可のものは産業廃棄物との混合物】
布※	事業所から排出される天然繊維の事務服、作業着、布、タオル、のぼり旗 等 【化学繊維（ポリエステル繊維等）、合成繊維であるものは産業廃棄物（廃プラスチック）】
生ごみ※	市場、小売店、スーパー、飲食店、給食センター等から排出される動植物性残渣（食べ残し、売れ残り）又は厨芥類（調理残渣） (従業員が食べ残した残飯、小売業者が製造した豆腐かす、保管場所で賞味期限切れとなった売れ残り食品 等) 【食料品製造業の残渣は産業廃棄物】

※ 排出事業者の業種により産業廃棄物となる場合があります。表2を参照してください。

産業廃棄物の例示（表2） 法第2条第4項、施行令第2条

*土砂・石は廃棄物に該当しません。

	種類	具體例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却かす等
	2 汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの 有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く）等 無機性汚泥：カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥 等
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等 例：食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイル等
	4 廃酸	写真定着液、廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類等全て酸性廃液、液体状の食品 等
	5 廃アルカリ	写真現像液、廃ソーダ液、金属せっけん液等の全てのアルカリ性廃液 等
	6 廃プラスチック類	合成樹脂、合成繊維、合成ゴム（廃タイヤを含む。）等固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物 例：発泡スチロール、プラスチック製容器、包装材、PPバンド、シート類、事務用文房具類、長靴、合成繊維主体の作業着・手袋・布等、固形状の廃塗料、スタイロ（合成）畳等）
	7 ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類に該当する）
	8 金属くず	鉄くず、空き缶、スクラップ、金属の研磨くず、切削くず等 例：スチール製の家具、一斗缶、刃物、スプレー缶、乾電池（汚泥との混合物）、金属製の事務用品（ハサミ、クリップ、安全ピン等）等
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず、耐火レンガくず、石膏ボード、「がれき類」以外のコンクリートくず等 例：飲食店（レストラン、社員食堂、給食センター等）から排出されるコップ、皿、調味料等のガエアス・陶磁器容器、事業所から排出される植木鉢、蛍光灯、電球 等
	10 鉱さい	鋳物廃砂、高炉・転炉・電気炉等の残さい（スラグ）、鋳物砂、不良鉱石等
	11 がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、アスファルト破片その他のこれに類する不要物
特定の事業活動に伴うもの	12 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの（乾式、湿式は問わない）
	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業等から生ずる紙くず
	14 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業に生ずる木材片、おがくず、バーク類等 ※ 貨物の流通のために使用したパレット等（梱包の木材を含む）
	15 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず 例：畳、ウエス、縄・ロープ類・じゅうたん等
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物及び植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす等 例：骨・皮・肉くず、野菜くず等
	17 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において発生する家畜等の固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	20 13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもの（例：コンクリート固化物等）

※業種を問わず全ての事業活動に伴うものが産業廃棄物となります。

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下：特別管理廃棄物）として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物より厳しい規制を行っています。

特別管理産業廃棄物の例示（表3） 法第2条第5項、施行令第2条の4

参照：廃棄物処理法施行令第1条、第2条の4

区分	主な分類	概要
特別管理一般廃棄物	廃家電製品のPCB使用部品	廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCBを使用した部品
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの
	感染性一般廃棄物※	医療機関から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点70°C未満のもの、難燃性のタルピッヂ類等を除く）
	廃酸	著しい腐食性を有するもの（pH2.0以下の酸性廃液）
	廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH12.5以上のアルカリ性廃液）
	感染性産業廃棄物	医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴い発生した産業廃棄物のうち、排出後に人に感染性を生じさせるおそれのある病原微生物が含まれ、若しくは付着しているおそれのあるもの
	PCB廃棄物	廃PCB及びPCBを含む廃油
		1 PCBが塗布された紙くず 2 PCBが染みこんだ汚泥、紙くず、木くず及び繊維くず 3 PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類、金属くず 4 PCBが付着した陶磁器くず、がれき類
		廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
	特定有害産業廃棄物	1 特定の施設において生じた廃水銀等※ 2 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
		指定下水汚泥★
	鉱さい★	重金属等を一定濃度を超えて含むもの
	廃石綿等	石綿建設除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
		燃え殻★
	ばいじん★	重金属等、1,4-ジオキサン類を一定濃度を超えて含むもの
	廃油★	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサン類を一定濃度を超えて含むもの
	汚泥、廃酸又は廃アルカリ★	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの

1 これらの廃棄物を処分するため処理したものも特別管理廃棄物の対象

2 ※：排出元の施設限定あり（施行規則別表第1）

3 ★：廃棄物処理法施行規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（判定基準省令）に定める基準参照

4 廃棄物処理の流れ

事業活動から排出されるごみ（廃棄物）は全て事業系廃棄物となります。

事務所等からでる紙くず類、チラシ、パンフレット、木製家具・木製事務用品、施設管理で出た剪定枝、刈草、落ち葉などやスーパー、飲食店の食べ残し、売れ残り、調理残渣は、事業系一般廃棄物として分類されます。

また、従業員の弁当の食べ残しやお茶がらなども、事業所で集めて処分する場合も同様です。

なかには、「量が少ない」「家庭ごみと同じ」であるため、事業系廃棄物と判断されていないケースもみられます。

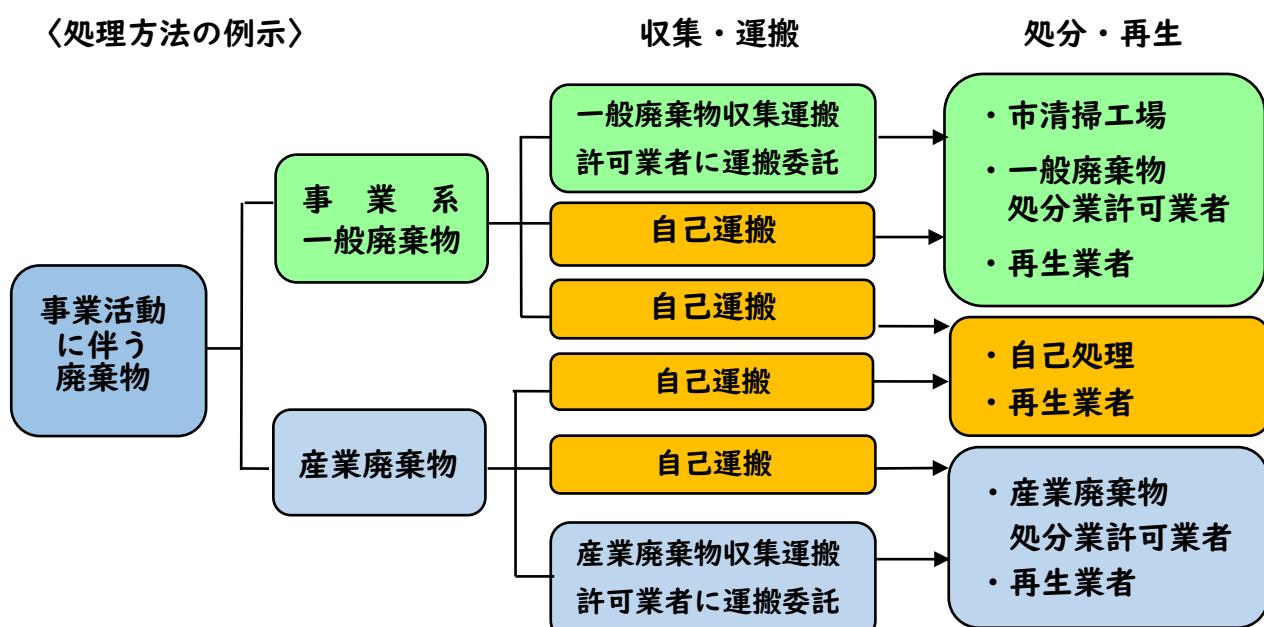
排出事業者には、ごみの種類、量にかかわらず事業活動に伴って生じるすべての廃棄物を適正に処理（収集運搬、処分）する義務があり、自分で処理できない場合は、廃棄物処理法の収集運搬や処分の業許可を受けた者にそれぞれ処理を委託しなければなりません。（委託せず自己処理する場合であっても、廃棄物処理法の処理基準を遵守しなければなりません。）

なお、事業活動に伴って排出する廃棄物は、事業系一般廃棄物であっても前橋市は収集しません。また、家庭ごみ集積場所に排出することもできません。

〈処理の方法〉

区分		説明
処理	収集・運搬	廃棄物を収集し、運搬すること
	処分 中間処理	廃棄物の性状等を物理的・科学的に変化させること (焼却、破碎、圧縮、脱水等)
	埋立処分	廃棄物を最終処分場に埋め立てること
	再生	廃棄物を再び使用できる状態にすること

〈処理方法の例示〉



5 事業系一般廃棄物

(1) 事業系一般廃棄物の分別

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。主なものは5ページの表1とおりです。

プラスチック類は原則産業廃棄物です。

※ 従業員が個人的飲食のために事業所に持参した弁当容器、菓子袋、ペットボトル等を、事業所が集めて処分する場合は事業系一般廃棄物として取り扱っています。また、その容器等を従業員が自宅に持ち帰り、自宅で処分する場合は家庭ごみとなります。

布類（作業着、のぼり旗等）

合成繊維であるものは、廃プラスチックとして産業廃棄物になります。

(2) 事業系一般廃棄物の保管

- ・「事業系一般廃棄物保管場所」である旨の表示（表示することが望ましい）
- ・管理者の氏名又は名称、連絡先の記載
※掲示板の材質は問いません。見やすい位置に掲示してください。
- ・廃棄物の種類（紙、カン、ビン、ペットボトルその他排出物）の表示
- ・保管場所の周囲に囲いの設置
- ・廃棄物の飛散、流出、地下への浸透、悪臭の防止
- ・ねずみ、蚊、ハエその他害虫の発生防止
※必要により蓋つきポリ容器やカラス除けネット等を適正に使用してください。

- ・排出の段階で資源化できるものは分別し、減量・資源化に努めましょう。
- ・産業廃棄物との混在が生じないよう保管施設を個々に設置することが望ましいですが、同じ建物内等に保管する場合は、仕切りを設置し、表示板を明示するなど、従業員・収運業者等がわかりやすい保管方法を講じてください。

(3) 事業系一般廃棄物の処理の委託

事業系一般廃棄物の事業許可には、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業があり、処理を委託する場合には、運搬又は処分若しくは再生が、その事業の範囲（※）に含まれる前橋市長の許可を受けた者に委託しなければなりません。

また、事業系一般廃棄物は、排出市町村内処理が原則です。

なお、事業系一般廃棄物の処理の委託には、書面による契約義務はありませんが、適正処理の観点から契約書を交わすことをお勧めします。

※ 事業の範囲とは、収集運搬業の場合は、取り扱う廃棄物の種類と事業の区分（積替保管の有無）をいい、処分業の場合は、取り扱う廃棄物の種類と事業の区分（焼却、破碎などの中間処分の種類、埋立てなどの最終処分の種類）をいいます。

(4) 事業系一般廃棄物の市清掃工場への自己運搬

「事業系一般廃棄物」を市の清掃工場へ搬入する場合は、以下のとおりです。
なお、清掃工場により処理できない廃棄物がありますので、不明な場合はあらかじめ搬入の可否を各清掃工場に確認してください。

= 可燃物 =

●六供清掃工場 (六供町 1536) TEL 027-224-0130

= 粗大、不燃物 =

●荻窪清掃工場 (荻窪町 677) TEL 027-269-0621
【受入地区】大胡、宮城、粕川、富士見地区を除く前橋市

●富士見クリーンステーション (富士見町石井 1873-2)
TEL 027-230-5300
【受入地区】大胡、宮城、粕川、富士見地区

= 各施設共通 =

« 手数料 » 10kgにつき 180円

« 搬入受付時間 » 午前 8:30~11:45 午後 13:00~16:30

« 休業日 » 土・日曜、休日（月・火曜を除く）、12月31日～
翌1月3日ほか

※ 古紙類「新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・雑古紙」、古着類は古紙回収業者や廃棄物処理業者に相談し、資源化することもできます。

- ① 市の清掃工場の処理は、前橋市内の家庭から排出される一般廃棄物と事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物に限ります。
- ② 事業活動に伴い排出されるごみのうち「産業廃棄物」は搬入できません。また、事業系のごみを「家庭ごみ」として搬入してはいけません。
- ③ 産業廃棄物の混入防止や資源物の再生利用の働きかけを目的に、搬入された廃棄物の展開検査を常時（一部の清掃工場では不定期）実施し、分別状況の確認を行っています。
- ④ 次の場合は搬入出来ません。ごみを持ち帰りいただき、指摘事項について改めていただく必要があります。
 - (1) 分別されていないゴミが多量にあるとき
 - (2) 不適正なゴミがあるとき
 - (3) 予め連絡した内容（材質や量）と実際の内容とが異なるとき 等

6 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた20種類の品目を産業廃棄物といいます。

主なものは下表のとおりです。詳細は6ページの表2をご確認ください。

品　　目	例　　示
廃プラスチック類	あらゆる事業活動に伴って発生するプラスチック製品全般 プラスチック容器、発泡スチロール、PPバンド、緩衝材、包装材、シート類、合成繊維主体の作業着、手袋、帽子、布、靴、長靴、のぼり旗など 事務用品などの文房具類、クリアーファイル、ラミネート処理のポップ類など 農業用ビニール、スタイル（合成）畳、固形状の廃塗料、合成樹脂、合成ゴム類、廃タイヤなど 固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物など
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
金属くず	あらゆる事業活動に伴って発生する金属類全般 鉄くず、空き缶、スクラップ、金属の研磨・切削くず、機械・器具部品、針金、事務用品（ハサミ、クリップ、安全ピンなど）、刃物、スプレー缶、一斗缶、スチール製家具、自動車部品など
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器類	あらゆる事業活動に伴って発生するガラス、陶磁器全般及びがれき類以外のコンクリート ビン、耐火レンガ、石膏ボード、蛍光管、液晶パネル、茶碗、ガラス容器など
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片
紙くず	建設業に係る紙くずのうち工作物の新築、改築又は除去にともなって生じたもの、印刷くず、製本くずなど
木くず	建設業に係る木くずのうち工作物の新築、改築又は除去にともなって生じたもの、木製パレット、木製品製造業者の廃木材、おがくずなど
繊維くず	建設業に係る繊維くずのうち工作物の新築、改築又は除去にともなって生じたもの、本畳、繊維工業の木綿・羊毛・麻くずなど
動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業の魚、乳製品、肉くず、果実の皮・種、薬草かすなど
動物のふん尿・死体	畜産業の牛、馬、豚、羊、鶏、兔などの糞及び死体

混合物：複数の種類が含まれ、種類ごとの分離が出来ないものについては、**混合物**として取り扱います。

種類がわからないものは、産業廃棄物許可業者または市廃棄物対策課までお問い合わせください。

乾電池 → 金属くず、汚泥の混合物

蛍光灯 → （廃プラスチック類）、金属くず、ガラスくずの混合物 など

(2) 産業廃棄物の保管基準

規則第8条

産業廃棄物を自ら処理する、又は許可業者に処理を委託する場合であっても、産業廃棄物が運搬されるまでの間は、保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭飛散等が生じないよう以下の基準を遵守し保管しなければなりません。

- ・保管場所の周囲に囲いの設置
- ・「産業廃棄物保管場所」である旨の表示（縦・横60cm以上の掲示板の設置）
- ・廃棄物の種類（20種のうち該当するものを記載）
- ・管理者の氏名又は名称、連絡先の記載
- ・屋外で容器を用いずに保管する場合は、高さを記載
- ・廃棄物の飛散、流出、地下への浸透、悪臭の防止
- ・ねずみ、蚊、ハエその他害虫の発生防止
- ・石綿含有廃棄物の保管は、他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設置。覆い・梱包など飛散防止
- ・水銀使用製品産業廃棄物の保管は、他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設置

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
数量	
管理者 （又は運送者）	氏名
連絡先	
保管の高さ （屋外で容器を用いずに保管する場合）	

掲示板の例

※掲示板の材質は問いません。見やすい位置に掲示してください

※必要により蓋つきポリ容器やカラス除けネット等を適正に使用してください。

(3) 産業廃棄物の処理基準

施行令第6条

① 収集・運搬基準

産業廃棄物を自ら処理施設などに運搬する場合は、産業廃棄物処理基準を遵守しなければなりません。（以下抜粋）

- ・廃棄物の飛散、流出の防止、悪臭、騒音、振動への必要な措置
- ・運搬車、容器等の廃棄物の飛散、流出、悪臭の防止
- ・運搬車の車体の両側に、産業廃棄物の運搬車である旨、氏名又は名称の表示
- ・運搬車両には、紙マニュフェストまたは以下の事項を記載した書面を備え付ける
 - a) 氏名又は名称及び住所
 - b) 廃棄物の種類及び数量
 - c) 積載した日並びに積載した事業場の名称・所在地・連絡先
- ・電子マニュフェスト使用時は、上記情報をすぐに確認できるようにする。
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の破碎防止、他の物との混合防止

運搬車の表示例

産業廃棄物収集運搬車
○○株式会社

自己運搬

産業廃棄物収集運搬車
○○商事 □□ □□
0000000号

委託業者が運搬

産業廃棄物収集運搬車：140 ポイント（約5cm角）以上
排出事業者名及び許可番号：90 ポイント（約3cm角）以上

留意事項

- ・両側面に表示すること
- ・見やすい位置にあること
- ・鮮明であること
- ・識別しやすい色の文字であること
- ・個人事業者は個人名を表示すること
(社名のみは不可)

中間処理基準

- ・ 廃棄物の飛散、流出の防止、悪臭、騒音、振動への必要な措置
- ・ 処分のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上必要な措置
- ・ 焼却する場合は、焼却設備の構造、焼却方法の基準遵守
- ・ 石綿含有、水銀含有等の産業廃棄物については、環境大臣が別に定める方法で適正に処分する。

③ 処分のための保管基準

- ・ 保管の場所、保管することができる数量を表示
- ・ 適正な処分または再生を行うために認められる期間を超えて保管しない。
- ・ 保管する数量が1日あたりの処理能力の14日分を超えない。
ただし、建設業から発生する廃棄物は以下のとおり
　　分別された木くず、がれき類に限る：28日分
　　アスファルト破片：70日分

事業場外保管場の届出 法第12条第3項、規則第8条の2～第8条の2の3

排出事業者は、その事業活動に伴い発生する建設系産業廃棄物を生ずる事業場外の保管場（保管の用に供する面積として300m²以上のもの）において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、非常災害のための必要な応急処置として行う場合を除き事前に届け出なければならない。

④ 埋立て処分基準 ※埋立て処分は規模に関わらず、施設許可が必要

- ・ 廃棄物の飛散、流出の防止、悪臭、騒音、振動への必要な措置
- ・ 処分のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上必要な措置
- ・ 埋立て処分を終了する場合は、生活環境の保全上支障を来たさないよう埋立て地の表面を土砂で覆う。
- ・ 処分の場所（特別管理産業廃棄物）であることの表示
- ・ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物は、地中にある空間を利用して埋立て処分はできない。
- ・ 安定型処分場に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、付着におそれが無いよう必要な措置

最終処分場の種類

種類	概要	対象
安定型最終処分場	遮水工などを要しない処分場	(安定5品目) 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート及び陶磁器くず、がれき類
管理型最終処分場	安定型より管理が厳しく腐敗や溶出等のおそれのある物質が対象となる処分場	燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ばいじん、動植物性残さ、動物系固体不要物、鉱さい、動物のふん尿・死体、廃石膏ボード等
遮断型最終処分場	周囲が鉄筋コンクリート等で囲まれた処分場	有害物質を含む産業廃棄物

⑤ 自己処分

産業廃棄物を自ら処分する場合も、許可業者と同様の基準の遵守が必要です。

(4) 産業廃棄物の委託基準

① 産業廃棄物の委託基準

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、以下の委託基準を遵守するとともに、最終処分が終了するまでの処理が適正に行なわれるためには必要な措置を講じなければなりません。

- ・ 他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生ができる者であって、運搬または処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれている者に委託すること。
- ・ 委託契約は書面により行なうこと。 (運搬と処分はそれぞれ契約する。) 施行令第6条の2第4項
- ・ 委託契約書及び書面を契約の終了日から5年間保管すること。

② 産業廃棄物の処理の委託

産業廃棄物の業許可には、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業、(特別管理)産業廃棄物処分業があり、処理を委託する場合には下記に注意してください。

- a) 収集運搬を委託する場合は、前橋市または群馬県の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者であって、運搬先の自治体の同許可を受けた業者に委託しなければなりません。
- b) 処分を委託する場合は、処理施設の所在する自治体の産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に委託しなければなりません。

市のホームページで許可業者の一覧を掲載しています。料金や条件など各社で異なりますので事前にご確認の上契約の参考にしてください。

【処理業者の選定方法】

- 許可証を確認（有効期限、許可品目など）
- 委託しようとする産業廃棄物の種類や処分方法などが許可されているかの確認
- 収集運搬：排出事業所所在地と処分地を所管する都道府県知事などの許可
- 処理業者が優良性評価制度に適合しているかを参考にする。
- 複数の業者から見積書を取り、適正な処理形態や処理料金などを検討

【添付する書面】

- ・ 運搬委託契約：産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し等
 - ・ 処分委託契約：産業廃棄物処分業の許可証の写し等
- ※ (契約期間中に受託者が許可を更新した場合は、更新した許可書の写しを添付して下さい。)

【委託契約書】

委託契約書には、下記に掲げる事項が記載され、かつ、必要な書面が添付されていなければなりません。

運搬、処分（中間処理、最終処分、再生を含む）共通の契約書記載事項

- 産業廃棄物の「種類」及び「数量」
- 委託契約の「有効期間」
- 委託者が受託者に「支払う料金」（単価）
- 受託者が、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けている場合には、その「事業の範囲」
- 委託した産業廃棄物の適正処理のための情報
 - ・「性状」、「荷姿」に関する事項
 - ・「通常の保管状況下での腐敗・揮発等の性状の変化」に関する事項
 - ・「他の廃棄物と混合することによる支障」に関する事項
 - ・「JIS C0950号に規定する有害物質（鉛など6物質）含有マークの表示」に関する事項
 - ・石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有はいじん等に係る記載
 - ・第一種指定化学物質等取扱事業者にあっては、委託する廃棄物の該当する事項
 - ・その他「取り扱う際に注意すべき事項」
- 「受託契約期間中における上記の適正処理に必要な情報の変更時の情報伝達方法」に関する事項
- 「委託業務終了時の排出者への報告」に関する事項
- 「委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取り扱い」に関する事項
- ※ 業務体系・経済情勢等により契約内容は、見直しが必要です。

【添付する書面】

- ・ 運搬委託契約：産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し等
 - ・ 処分委託契約：産業廃棄物処分業の許可証の写し等
- ※（契約期間中に受託者が許可を更新した場合は、更新した許可書の写しを添付して下さい。）

運搬に係る契約書記載事項

- 「運搬の最終目的地の所在地」
- 受託者が積替え又は保管を行う場合は、「積替え又は保管を行う場所の所在地」「保管できる産業廃棄物の種類」「積替えのための保管上限」
- 安定型産業廃棄物の積替え保管を行う場合は、積替え保管場所での「他の廃棄物との混合することの拒否など」

処分に係る契約書記載事項

- 「処分又は再生の場所の所在地」「処分又は再生の方法」「処分又は再生に係る施設の処理能力」
- 処分又は再生を委託する場合において、当該廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入されたものであるときは、その旨
- 中間処理を委託するときは、「最終処分の場所の所在地」「最終処分の方法」、「最終処分に係る施設の処理能力」

(5) 産業廃棄物管理票（通称：マニフェスト）の交付

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、排出事業者に交付が義務付けられているもので、収集・運搬又は処分業者に委託した（特別管理）産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止等、適正な処理を確保することを目的としています。

マニフェストには、7枚綴りの紙マニフェストと、インターネットを利用した電子マニフェストがあり、現在、電子マニフェストの普及が進んでいます。

【紙マニフェスト】

排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に処理業者に対し、廃棄物の種類ごと、運搬先（処分事業所）ごとにマニフェストを交付しなければなりません。

また、処理終了後にマニフェストの写しの送付を受け取ることによって、委託契約書どおりに適正に処理がなされたか否かを確認しなければなりません。

B2 票及びD 票については交付の日から90日、E 票については交付の日から180日以内に写しの送付を受けないとき、記載不備の写し又は虚偽記載のある写しの送付を受けたとき、または、委託業者から廃棄物の処理が困難となる旨の通知があった場合は、処理の状況を把握し適切な措置を講ずるとともに、定められた期限までに前橋市長に報告しなければなりません。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票							
交付年月日	交付番号	監理番号	交付担当者	氏名			
年 月 日							
事 業 者 (排 出 者)	氏名又は名称		事 業 者 (管 理 者)	名称			
	住所	電話番号	所在地	電話番号			
産業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 植類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 植類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0200 腐泥	<input type="checkbox"/> 1300 ラグス、廻脂(げ)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙(さい)	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 腐泥(有害)			産業廃棄物の名称
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)			有害物質等
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 有機のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)			処分方法
	<input type="checkbox"/> 0600 動植物チック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 第7アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 いし(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等			
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 物品形状廃棄物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石鹼等	<input type="checkbox"/> 7450 廃水銀等			
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性強さ	<input type="checkbox"/> 4000 物品形状廃棄物	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/> 7451 廃水銀等			
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 4000 物品形状廃棄物	<input type="checkbox"/> 7423 露(さい)(有害)	<input type="checkbox"/> 7452 廃水銀等			
	管理票交付者(専分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
	中間処理 産業廃棄物						
	■ 帳簿記載のとおり ■ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所							
■ 帳簿記載のとおり ■ 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称		運送先の (輸送機関) 監理番号	名称			
	住所	電話番号		所在地	電話番号		
処分受託者	氏名又は名称		積 替 又 は 保 管 人 (監 理 者)	名称			
	住所	電話番号		所在地	電話番号		
運搬の委託	(委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印	運 搬 期 限 内 付 け 日 期 限 内 付 け 日	有 害 物 質 量 付 け 日 期 限 内 付 け 日	数量(及び単位)	
処分の委託	(委託者の氏名又は名称) (専分担当者の氏名)		受領印	處 分 期 限 内 付 け 日 期 限 内 付 け 日	職 業 社 会 團 體 名 称 付 け 日 期 限 内 付 け 日	年 月 日	
最終処分を行った場所	名称、所在地、電話番号		(委託契約書記載の場所にあらへては委託契約書記載の番号)				
(直用行)	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会						
印合確認							
B2票	年	月	日				
D票	年	月	日				
E票	年	月	日				

マニフェスト交付者は、毎年6月30日までに前年度のマニフェスト交付状況を報告（産業廃棄物管理票交付等状況報告書）する必要があります。

法第12条の3第7項

【紙マニフェストの流れ】

紙マニフェストの交付から最終処分終了の確認までの流れは、以下のとおりです。



廃棄物の引き渡し時

- ① 排出事業者は、マニフェストに必要事項を記載し記載事項を確認の上、廃棄物とともにマニフェストの全てを収集運搬業者に渡す。
- ② 運搬担当者から署名、捺印された【A票】を控えとして保管する。

廃棄物の運搬が終了した時

- ① 収集運搬業者は、処分業者に、【B1・B2・C1・C2・D・E票】を渡す。
- ② 処分業者は、署名、捺印後、【B1・B2票】を収集運搬業者に返送
- ③ 収集運搬業者は、運搬終了後10日以内に【B2票】を排出事業者に送付

廃棄物の処分が終了した時

- ① 処分業者は、処分終了後10日以内に【C2票】を収集運搬業者に、【D票】を排出事業者に返送。【C1票】は控えとして保管。
 - ② 処分業者は、最終処分終了の記載された管理票を受け取ったときは、排出事業者が交付した【E票】に最終処分終了の記載した内容を転記して10日以内に排出事業者に返送。
- ※ 中間処理業者で最終処分又は再生が終了しない場合は、中間処理業者が最終処分業者等に処理を委託します。

マニフェストを交付した場合は、当該マニフェスト【A票】【B2票】【D票】
【E票】を5年間保存しなければなりません。

法第12条の3第6項

【電子マニフェスト】

電子マニフェストとは、情報処理センターが運営する電子情報処理ネットワークを使用して、排出事業者・収集運搬業者・処分業者をインターネットでつないでマニフェスト情報を報告・管理するシステムです。

マニフェストシステムにおいて、紙のマニフェストに代えて、この電子マニフェストを利用することも可能です。

ただし、電子マニフェストを使用するためには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が加入している必要があります。

電子マニフェスト導入のメリットは、以下のとおりです。

①事務の効率化が図れる

- a) パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能となる。
- b) マニフェストの保存が不要である。
- c) 廃棄物の処理状況の確認が容易である。
- d) マニフェストデータの加工が容易である。
- e) 事務効率化による人件費の削減が可能である。

②法令の遵守について

- a) マニフェストの誤記・記載漏れがなくなる。
- b) 排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限が自動的に通知され、確認漏れを防止できる。

③データの透明性について

- a) マニフェストの偽造がしにくい。
- b) マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存する。

④マニフェスト交付状況の行政報告について

電子マニフェスト利用分は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要である。

※特別管理産業廃棄物（P C Bに係るものを除く。）を排出する事業者であって、当該年度の前々年度の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストを使用しなければなりません。

電子マニフェスト制度に関しては、公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（TEL03-5275-7113、ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/>）までお問い合わせ下さい。

7 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物又は一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」となります。[法第2条第3項・第5項]

「特別管理産業廃棄物」の種類は、7ページ（表3）のとおりです。

特別管理産業廃棄物の処理

特別産業廃棄物は、排出者責任の原則に基づき、事業者が処理責任を負います。事業者は、自ら特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理を行うか、特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬または処分を委託しなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者の選任

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに、以下で定める要件を満たす者から「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任しなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者となるためには、施行規則で定める資格が必要です。
[法第12条の2第9項、施行規則第8条の17]

前橋市では、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任して、届け出る必要があります。

特別管理産業廃棄物管理責任者の役割

特別管理産業廃棄物管理責任者の果たすべき役割は、当該責任者が置かれた事業場における特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を廃棄物処理法に基づき適正に遂行することであり、例えば、次のような役割が考えられます。

- ・特別管理産業廃棄物の排出状況の把握
- ・特別管理産業廃棄物処理計画の立案
- ・適正な処理の確保（保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、マニフェストの交付、保管等）

多量排出事業者による処理計画の作成及び報告

事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物（前年度の発生量が50トン以上）を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理計画を作成し、当該年度の6月30日までに市に提出しなければなりません。

また、計画の実施状況についても翌年度の6月30日までに市に提出する必要があります。提出された計画及び実施状況の内容は、1年間公衆の縦覧に供されます。

帳簿の作成と保存

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、下記の事項を記載した帳簿を作成し（様式は自由）、1年ごとに閉鎖するとともに、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

省令第8条の18参照

運搬	1. 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2. 運搬年月日 3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4. 積替えまたは保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1. 当該特別管理産業廃棄物の処分を行なった事業場の名称及び所在地 2. 処分年月日 3. 処分方法ごとの処分量 4. 処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

特別管理産業廃棄物の保管基準

上記産業廃棄物の保管基準の措置に加えて、以下について基準が定められています。

- ・ 「特別管理産業廃棄物保管場所」である旨の表示
(縦・横 60 cm 以上の掲示板の設置)
- ・ 特別管理産業廃棄物の種類を記載
- ・ 保管の場所の管理者の氏名または名称及び連絡先
- ・ 振発、高温、腐食、飛散、流出、混合等の防止のため密封、仕切り等必要な措置を講ずる
- ・ 種類ごとに必要な措置を講ずる
- 特別管理産業廃棄物である廃油、P C B 汚染物またはP C B 処理物は、容器に入れ密封するなど揮発防止及び高温にさらされないための措置を講ずる。
- 特別管理産業廃棄物である廃酸または廃アルカリは、容器に入れ密封するなど、腐食を防止するための措置を講ずる。
- P C B 汚染物またはP C B 処理物は、その腐食防止に必要な措置を講ずる。
- 廃水銀は、容器に入れ密封するなど飛散、流水、揮発、腐食防止及び高温にさらされないための措置を講ずる。
- 特別管理産業廃棄物である廃石綿等は、梱包するなど飛散防止に密封防止のために必要な措置を講ずる。
- 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密封するなど腐敗防止に必要な措置を講ずる。



表示板の例

8 排出者の処理その他の義務

排出事業者には、廃棄物を自ら処理するとき又は処理を委託するときの義務のほか、以下に掲げる事項を遵守する義務があります。

- ・ 前年度1年間に交付したマニフェストの状況を整理して、当年度の6月30日までに前橋市長に対して産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出しなければなりません。
- ・ 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。設置又は変更した場合は、前橋市長に届出ください。
- ・ 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業者は、当年度の6月30日までに前橋市長に対して、多量排出事業者の（特別管理）産業廃棄物処理計画書を提出するとともに、翌年度6月30日までに当該計画書に対する実施状況を報告しなければなりません。
- ・ PCB廃棄物の保管事業場である場合は、PCB特別措置法により、毎年度6月30日までに前橋市長に対して、PCB廃棄物の保管及び処理の状況を届け出るとともに、保管する事業場に変更があったときは、その旨を届け出なければなりません。

9 排出事業者に係る罰則と行政処分

廃棄物処理法における罰則と行政処分は、許可業者のみならず排出事業者にも適用されるものであり、廃棄物に関する人が法律を遵守することにより、廃棄物の適正処理や生活環境を保全していくために科されるものです。

これらの目的のため、市では、排出事業者や許可業者に対して、報告を求め、検査のため立入りし、改善命令や措置命令を行ないます。改善命令は、処理基準に適合する処理を行なうよう命ずるものであり、措置命令は、処理基準や保管基準を遵守しないことによる生活環境の支障の除去のため、行為者はもとより、排出事業者の違反がない場合であっても、発生から最終処分までの一連の注意義務を怠った場合には、排出事業者に対しても命ずるものです。

廃棄物処理法の罰則は重く、違反行為者の属する法人もまた行為者同様に罰則を受ける場合があり、社会的、経済的に大きな損失を受ける可能性がありますので、組織としての法令順守が求められます。（罰則の詳細は、22ページ表4のとおり）

注意

- ・産業廃棄物を家庭ごみ集積場所に排出する行為は、不法投棄にあたります。
- ・産業廃棄物を市の清掃工場又は一般廃棄物処理業者に排出した場合は、不法投棄により罰せられる場合があります。

排出事業者に係る主な罰則一覧（表4）

	違 反 行 為	罰則 条文	罰則 内容
措置命令違反	生活環境上の保全上の除去又は発生の防止のために出された措置命令に違反したとき	25条1項5号	5年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金又は併科
無許可業者への委託基準違反	廃棄物の運搬又は処分を無許可業者に委託したとき	25条1項6号	
廃棄物の投棄禁止違反	廃棄物をみだりに投棄したとき又は未遂をしたとき	25条1項14号、2項	
廃棄物の焼却禁止違反	廃棄物処理基準に適合しない施設（ドラム缶や素堀りの穴などで、廃棄物を違法に焼却したとき又は未遂をしたとき	25条1項15号、2項	
委託基準違反	廃棄物の運搬又は処分若しくは再生等に関する処理委託基準に違反したとき	26条1号	3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又は併科
改善命令違反	廃棄物の適正な処理のための保管、収集、運搬又は処分の方法の変更等に関する改善命令に違反したとき	26条2号	
マニフェスト交付義務等違反	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託し、廃棄物を引渡すとき、管理票を交付せず、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付したとき	27条の2第1号、第9号	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
マニフェスト保存義務違反	産業廃棄物の運搬業者又は処分委託者に交付した管理票の写しを5年間保存しなかったとき	27条の2第5号	
勧告命令義務違反	産業廃棄物管理票の適正処理に関して出された勧告に係る命令に違反したとき	27条の2第11号	
事業場外保管届出義務違反	産業廃棄物を生ずる事業場の外において、届出をせず、又は虚偽の届出により保管したとき	29条1号	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
処理責任者等設置義務違反	産業廃棄物の処理業務を適切に行わせるための責任者を置かなかった者	30条5号	30万円以下の罰金
報告義務違反	廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分等の第18条に係る報告の求めに対し、報告の拒否又は虚偽の報告をした者	30条7号	
立入検査の拒否、妨害、忌避	廃棄物の若しくは廃棄物の疑いがあるものの保管、収集、運搬若しくは処分等に関する帳簿書類その他の物件の検査をしようとしたり、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	30条8号	20万円以下の過料
処理計画義務違反	産業廃棄物の多量排出事業者が処置計画を提出せず、又は虚偽の記載をして提出したとき	33条2号	
処理状況報告義務違反	多量排出事業者が処置状況を報告せず、又は虚偽の報告をしたとき	33条3号	
両罰規定	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人も罰せられます	32条1項1号	法人に3億円以下の罰金刑
		32条1項2号	各条規定の罰金刑

10 事業者に求められる廃棄物の減量

ごみの減量やリサイクルを推進することは、環境負荷の低減につながるだけでなく、事業者にも大きなメリットがあります。資源化できるものの中には、無償、有償で取引されるものもあり、廃棄物の処理費用の軽減も見込めます。

ごみの減量には3R（発生抑制、再使用、再生利用）の順番で取り組みましょう。

① 発生抑制（Reduce：リデュース）

物を大切に使い、ごみの排出量を抑えましょう。
特に紙類の使用は必要最低限にしましょう。
生ごみは発生量を減らした上で、水切りを徹底しましょう。

② 再使用（Reuse：リユース）

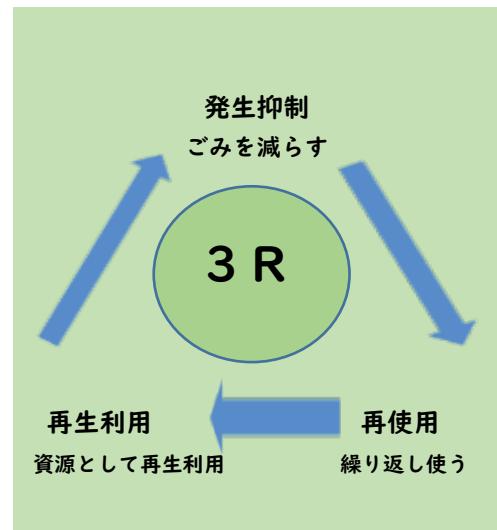
新たなごみを出さないため、使えるものは繰り返し使いましょう。

③ 再生利用（Recycle：リサイクル）

大切な資源（古紙類やビン、カン、ペットボトルなど）を正しく分別し、資源化ができる業者に委託しましょう。

また、リサイクル商品を積極的に利用しましょう。

ゴミが事業所から運ばれた後も、処理責任はゴミを排出した事業者にあります。信頼できる許可業者に処理を委託するとともに、事業所から出るごみの種類、排出量、処理方法などを把握してください。また、ゴミの減量に努めましょう。



ごみ減量のメリット

環境負荷の軽減 ごみの処理は（収集運搬、焼却、埋立て）に伴い発生する CO₂ などが減り、環境負荷を低減することができます。

企業イメージの向上 ごみの減量化・資源化の取り組みは、企業のイメージアップに繋がります。

コストの削減 事業にはごみ処理費用は必要経費です。ごみを減らすことでの経費の削減が期待できます。



排出事業者の廃棄物 Q & A

廃棄物の種類

Q 1. 従業員が飲食後に排出したものは何に該当しますか。

A. 従業員が飲食のため持ち込んだ物が廃棄物となった場合は、原則として一般廃棄物です。事業者又はその委託を受けた許可業者が運搬する場合は事業系一般廃棄物としています。

※事業者が飲食物を販売、提供する場合は、その事業者の産業廃棄物となることがあります。

Q 2. 店舗併用住宅から排出される廃棄物はどのように区分されますか。

A. 店舗から排出されたものは事業系、住宅から排出されたものは家庭系となりますから、分別排出が求められます。
事業系のごみを家庭ごみ集積所に出すことはできません。

Q 3. お客様の忘れ物は何に該当しますか。

A. 不特定の人の預かり物のため、事業系一般廃棄物としています。

Q 4. イベント会場から排出される廃棄物は何に該当しますか。

A. 特定の人の利用又は固有の会場の清潔保持のため排出されたものは、事業活動に伴い排出された廃棄物（事業系一般廃棄物又は産業廃棄物）として処理してください。

Q 5. 飲食店から排出される廃棄物は何に該当しますか。

A. 食べ残しなどの厨芥ごみ、割り箸や紙くずは事業系一般廃棄物です。廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず、金属くず、廃油等については、産業廃棄物ですので適正に処理してください。

なお、製造した食料品を消費者に販売せず、小売業者等に販売する食料品製造業から排出される動植物性残渣は、産業廃棄物に該当します。

Q 6. 同じごみでも一般廃棄物と産業廃棄物に分かれることがあるのはなぜですか。

A. 産業廃棄物は、その発生量の多さや生活環境に与える影響が大きいことから、一般廃棄物と区分して取り扱い方法や規制内容が定められています。

例えば、同じプラスチックごみでも、家庭から排出されれば一般廃棄物、事業活動に伴って排出されれば産業廃棄物となります。これらの廃棄物は、それぞれ処理責任や処理基準が異なるため、区分して取り扱われることになります。

廃棄物の処理

Q 7. 許可業者に廃棄物の処理を一任していますが問題はありますか。

- A. 事業者は、廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの間、適正な処理が行なわれるための必要な措置を講じなければなりません。もし、処理を委託した廃棄物が不法投棄された場合、排出者が責任を取らなければならないこともあります。
- また、産業廃棄物にあっては、委託の基準が一般廃棄物と異なっており、マニフェストの交付義務などがありますから、分別から最終処分の終了確認まで、排出事業者は多くの義務を負うことになります。

Q 8. 事業系ごみを地域のごみ集積場所に出したいのですが。

- A. 地域のごみ集積場所は一般家庭のごみ排出場所と定められていますので、事業系一般廃棄物を出すことはできません。一般廃棄物であっても事業活動から排出されたものは、排出者自らの責任において処理しなければなりません。
- なお、産業廃棄物をごみ集積場所に排出した場合は、不法投棄とみなされ法違反で罰せられる場合があります。

Q 9. 焼却可能なごみは自社で焼却処分してもよいのですか。

- A. 廃棄物処理法の構造基準に適合した焼却炉を使用して定められた方法での焼却は可能ですが、野焼きやドラム缶等による焼却は、廃棄物処理法で禁止されています。違反すると5年以下の懲役若しくは1千万円（法人の場合は3億円）以下の罰金、または、その併科に処せられる場合があります。



Q 10. 少量のプラスチック類は一般廃棄物として出してもよいですか。

- A. 少量であっても事業活動に伴うプラスチック類（事務用品、PPバンドなど）は産業廃棄物です。産業廃棄物として適正に処理してください。

Q 11. 使用済てんぷら油を一般廃棄物として出してもよいですか。

- A. 事業活動で使用したてんぷら油は、産業廃棄物の「廃油」に該当します。産業廃棄物として適正に処理してください。

Q 12. 古紙やシュレッダーごみを一般廃棄物として出してもよいですか。

- A. 一般廃棄物として排出することはできますが、古紙やシュレッダーにかけた紙ごみは資源化できます。廃棄物の処理費用の低減にも繋がりますので、古紙回収業者や廃棄物処理業者に相談し、資源化することを検討してください。



令和7年12月改訂

お問い合わせ先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市環境部廃棄物対策課

TEL 027-898-5953

FAX 027-223-8524

メールアドレス haitai@city.maebashi.gunma.jp